

千葉県立保健医療大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 教職員等の責務（第3条）
- 第3章 研究活動に係る不正行為の防止に関わる体制及び責務（第4条―第10条）
- 第4章 相談の受付（第11条、第12条）
- 第5章 通報等の受付（第13条―第16条）
- 第6章 通報者及び被通報者の取り扱い（第17条―第20条）
- 第7章 通報等に係る事案の調査（第21条―第34条）
- 第8章 調査に係る不服申立て及び再調査の実施（第35条、第36条）
- 第9章 調査結果の報告、公表等（第37条―第39条）
- 第10章 調査中における一時的措置及び認定後の措置（第40条―第45条）
- 第11章 内部監査（第46条、第47条）
- 第12章 雑則（第48条―第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為への対応について必要な事項を定めることにより、研究活動を適正に運営及び管理することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不正行為 次号から第4号まで及び第7号に掲げる行為その他研究活動の実施に当たり故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、法令又は関係規程等に違反する行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは除く。
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること又はこれら作成したものを記録し、若しくは報告、論文等に利用することをいう。
- (3) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (4) 盗用 他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (5) 競争的研究費 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金その他国庫関連補助金並びに団体又は個人から配分されるこれらに類似する研究費であって、研究者から提案された研究課題を評価した結果により配分を決定される等の競争的要素を有するものをいう。
- (6) 研究費 本学から配分される研究費、競争的研究費及びその他の団体又は個人から配分される

全ての研究費をいう。

- (7) 研究費の不正使用 法令等の規定に違反した研究費の使用及び予算執行並びにこれらに付随して行われる研究費の運営・管理をいう。
- (8) 教職員等 本学に所属する教職員及び本学の施設・設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (9) 配分機関 研究者に対して研究費を配分する国、県及びその他の団体又は個人をいう。
- (10) 研究機関 研究者が所属する機関又は対象となる競争的研究費を受けている機関をいう。

第2章 教職員等の責務

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、この規程及び関係法令、交付金等の使用ルール等（以下「関係規則」という。）を遵守し、研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 研究費の管理及び運営に係る経理に直接携わる教職員等は、関係規則を遵守し適切に事務処理を行わなければならない。
- 3 教職員等は、この規程に定める事項及び統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 4 教職員等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、誓約書（別紙第1号様式）をコンプライアンス推進責任者の求めに応じ提出しなければならない。
- 5 教職員等は、調査への協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

第3章 研究活動に係る不正行為の防止に関わる体制及び責務

(最高管理責任者)

第4条 本学に、不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って不正行為に関する措置を適切に行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、教職員等に周知徹底させるとともに、本学における具体的な不正防止対策（以下「不正防止計画」という。）の進捗管理に努めなければならない。
- 4 最高管理責任者は、教職員等の不正行為を認めた場合には、統括管理責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止について本学全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、不正防止計画を実施するものとする。
- 3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて教職員等の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するため、競争的研究費等の運営・管理に関わる教職員等を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を策定し、実施するものとする。

(不正発生要因の把握)

第6条 統括管理責任者は、原則として次の各号に掲げる方法により、不正発生要因の把握を行うよ

うに努めるものとする。

- (1) 不正を発生させる要因がいかなるところにいかなる形態で存在するのか、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (2) 不正が発生する危険性が常にいかなるところにも存在することから、組織全体の幅広い関係者の協力を求める。

(不正防止計画の策定)

第7条 最高管理責任者は、前条により把握された不正発生要因に対応する不正防止計画を、基本方針に基づき策定するものとする。

2 最高管理責任者は、不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、当該防止計画を明確なものにするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性の側面をも考慮するものとする。

第8条 統括管理責任者は、本学全体の不正防止計画の実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者)

第9条 本学における不正行為の防止について責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者を置き、研究倫理審査委員長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づき、本学の教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握し、未受講の教職員等及び理解度が低い教職員等に対し必要な指導を行うこと。
- (2) 本学の教職員等が、適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- (3) 本学の教職員等に対し、誓約書（別紙第1号様式）の提出を求めること。
- (4) コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる教職員等を対象とした啓発活動を定期的に行うこと。

(最高管理責任者等の職名公表)

第10条 本学は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者（以下「各責任者」という。）に就任する者の職名等を、当該者が各責任者に就任したとき又はすでに就任している者を変更したとき、公表するものとする。

第4章 相談の受付

(相談窓口)

第11条 本学における研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口は、本学における研究費の使用に関する相談及び情報の提供（以下「相談等」という。）に関する事前又は事後の相談等を受け付けることができる。
- 3 相談窓口は、統括管理責任者の下、本学事務局企画運営課に置く。

4 相談窓口職員を置き、本学事務局企画運営課職員をもって充てる。

(相談内容の学内共有)

第12条 前条に定める相談窓口へ寄せられた相談内容については、事例を整理・分析し、コンプライアンス教育において周知するなどにより学内で共有するものとする。

2 前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに最高管理責任者に報告し、基本方針及び内部規程等の見直しに活用するものとする。

第5章 通報等の受付

(通報窓口)

第13条 本学における不正行為に関する通報、告発及び申立を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を本学事務局企画運営課に置く。

2 通報窓口職員を置き、本学事務局企画運営課職員をもって充てる。

(通報処理体制等の周知)

第14条 最高管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報等の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

(通報等の受付)

第15条 通報等の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により、直接通報窓口に行うことができる。

2 通報等は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする教職員等・研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする理由が示されていなければならない。

3 通報窓口職員は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報等の内容について、通報等を行った者(以下「通報者」という。)に対して確認又は補正の指示をすること。

4 通報窓口職員は、通報等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報者に通知する。この場合において、面談又は電話により通報等を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。

5 千葉県職員等の内部通報に関する要綱又は広聴制度等に基づく通報があった場合、第2条第1号に掲げる不正行為に関する認められた時は統括管理責任者及び千葉県の通報窓口担当課との協議を経て、必要と認められる限りにおいて当該通報を本規程における通報として取り扱うこととする。

6 最高管理責任者は、通報等を受け付けた日から起算して30日以内に、内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告するものとする。

7 最高管理責任者は、当該通報等の内容が法律等に違反する恐れがある場合は、関連機関に連絡するものとする。

8 最高管理責任者は、第5項の協議の結果、当該通報等を受理することになった場合は、その旨を当該通報者に通知する。この場合において、当該通報者に対してより詳細な情報提供及び当該通報等された事案に係る調査への協力を求めることがある旨を併せて通知するものとする。

9 最高管理責任者は、第5項の協議の結果、当該通報等を受理しないことになった場合は、その旨を、理由を伏して、当該通報者に通知する。

10 通報等の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名通報等の取り扱い)

第 16 条 前条に規定するもののほか、匿名による通報等があった場合は、通報等の内容に応じ、顕名による通報等に準じた取り扱いをすることができる。

2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関から不正行為の利害が指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報等に準じて取り扱うものとする。

第 6 章 通報者及び被通報者の取り扱い

(秘密保持等)

第 17 条 通報窓口の職員は、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため、通報等を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞きできないように、適切な方法を講じなければならない。

2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わるものは、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後及び当該業務に携わらなくなった後も、同様とする。

3 最高管理責任者は、通報者、当該通報等の対象となった教職員等（以下「被通報者」という。）。通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

4 最高管理責任者は、当該通報等に係る事案が漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該通報等に係る事案について公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は要しないものとする。

5 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に通知するときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように十分配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第 18 条 最高管理責任者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(悪意のある通報等)

第 19 条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）による通報等を行ってはならない。

2 最高管理責任者は前項の通報等を防止するため、調査の結果、悪意による通報等であったことが判明した場合は、千葉県等関係機関にその旨を申し出るものとする。

(措置の禁止等)

第 20 条 悪意による通報等であることが判明しない限り、単に通報等したことを理由に当該通報者に対して前条第 2 項の措置を講じてはならない。

第 7 章 通報等に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第 21 条 教職員等を被通報者として、通報等があった場合、本学が通報等された事案に係る調査を行う。

2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、原則として、被通報者が通報等された事案に係る

研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関及び調査に参加する機関については、研究機関間において、通報等された事案の内容等を考慮して対応するものとする。

- 3 現に本学に所属する被通報者が本学と異なる研究機関等で行った研究等に係る通報等があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関等とが合同で、通報等された事案に係る調査を行う。
- 4 被通報者が、通報等があった時点において既に教職員等でない場合は、現に所属する研究機関等の協力により本学と合同で、通報等がされた事案に係る調査を行う。この場合において、被通報者が教職員等でなくなった後、どの研究機関等にも所属していないときで、通報等された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が通報等された事案に係る調査を行う。
- 5 本学は、前各項により通報等をされた事案に係る調査を行うこととなった場合は、被通報者が現に教職員等であるかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
- 6 被通報者が、通報等があったとき及び通報等された研究等を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関等にも所属していなかった場合又は調査を行うべき研究機関等に調査の協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。
- 7 最高管理責任者が特に必要と認める場合に限り、他の研究機関等、当該配分機関に調査を委託することができる。

(調査の協力義務)

第 22 条 調査の対象となる部局（過去に教職員等として部局に所属し、被通報者となった者の所属していた当時の部局を含む。以下同じ。）は、調査の円滑な実施のために、当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

- 2 部局は調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、これを拒むことができない。
(事前調査の実施と要否の決定及び通知)

第 23 条 最高管理責任者は、事前調査の実施の要否について決定した場合は、当該通報者にその旨通知する。この場合において、事前調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、事前調査を実施することを決定した場合は、配分機関に対して事前調査を実施する旨通知する。この場合において、被通知者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該研究機関等に対しても事前調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、当該通報等に係る被通報者に対して不正行為を行わないよう警告を行うものとする。

(事前調査の実施等)

第 24 条 統括管理責任者は、事前調査の実施が決定されたとき又は前条の規定により情報が提供され、事前調査の開始を最高管理責任者から命ぜられたときは、事前調査を迅速かつ公正に行われなければならない。

- 2 統括管理責任者は、事前調査を行うため、教職員等その他必要と認める者からなる事前調査のための調査検討会（以下「事前調査検討会」という。）を設置する。この場合において、事前調査検討会は、統括管理責任者が指名する者を委員として組織する。
- 3 事前調査検討会は、事前調査の対象となる部局に対して関係資料の提出、事実の証明その他事前調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる事項に

ついて関係者のヒアリングを行い、通報等の内容の合理性、調査可能性等の事前調査を実施する。

- (1) 通報等された不正行為が行われた可能性に関すること。
- (2) その他事前調査検討会が必要と認める事項に関すること。

4 統括管理責任者は、通報等を受理した日又は事前調査を命ぜられた日から起算して概ね 30 日以内に事前調査の結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査実施の要否の決定及び通知)

第 25 条 最高管理責任者は、前条第 4 項の報告に基づき、通報等された事実に係る本調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、配分機関及び文部科学省に対して本調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該研究機関等に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。

3 最高管理責任者は、第 1 項により本調査を実施することを決定した場合は、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 最高管理責任者は、第 1 項により本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。

5 最高管理責任者は、本調査を実施しないときは、事前調査に係る資料等を保存するものとし、当該配分機関又は通報者の求めに応じ、開示することができるものとする。

6 本調査は、第 1 項による本調査の実施が決定された日から起算して概ね 30 日以内に開始するものとする。

(千葉県からの本調査の要請)

第 26 条 千葉県職員等の内部通報に関する要綱第 9 条の規定に従い、専門的な内容の調査が必要な場合又は千葉県等関係機関からの要請があった際、最高管理責任者は協力するものとする。

(本調査の実施)

第 27 条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、その実施に当たっては、通報者が承認したときを除き、本調査の関係者以外の者及び被通報者に通報が特定されないよう十分配慮し、実施するものとする。

2 最高管理責任者は教職員等その他必要と認める者からなる本調査のための調査検討会（以下「調査検討会」という。）を設置する。この場合において、調査検討会は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから次の各号に掲げる者により構成（以下、「構成員」という。）し、その半数以上を外部有識者とする。

- (1) コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する教職員 若干名
- (3) 通報等された事案の専門分野に係る本学以外の研究者 若干名
- (4) その他、最高管理責任者が必要と認めた本学以外の有識者等 若干名

3 最高管理責任者は、調査検討会を設置したときは、構成員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知する。

4 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に構成員の指名に関する異議申立書（別紙第 2 号様式）により、最高管理責任者に対して構成員に関する異議申立てをすることができる。

- 5 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、統括管理責任者と協議し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る構成員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 6 調査検討会は、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者ヒアリング、その他最高管理責任者が認めた事項等により調査を行う。
- 7 調査検討会は、本調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査検討会は、調査対象における公表の前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないように十分配慮するものとする。
- 9 調査検討会の本調査に対して、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に関係する者は誠実に協力しなければならない。
- 10 最高管理責任者は、調査検討会に対し、いかなる時であっても意見を求めることができる。

(本調査対象)

第 28 条 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究のほか、最高管理責任者の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 29 条 最高管理責任者は、本調査に当たって、通報等された事案に係る研究に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、最高管理責任者は、通報等された事案に係る研究に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるように当該研究機関等に依頼するものとする。

2 最高管理責任者は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動停止措置、調査事項に関連する場所の一時閉鎖及び機器・資料の保全措置をとることができる。当該措置をとるに当たっては、当該部局の長にその旨を通知するものとする。

3 最高管理責任者は、前 2 項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しないものとする。

(本調査の中間報告)

第 30 条 最高管理責任者は、通報等された事案に係る配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

(通報等に関する不正行為の疑いに対する説明責任)

第 31 条 調査検討会の本調査において、被通報者が通報等に関する疑いを正そうとする場合、被通報者は調査検討会に対して、当該研究が適正な方法及び手続に従い行われたことを、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(認定)

第 32 条 最高管理責任者は、調査検討会の本調査によって得られた、物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠及び前条により被通報者が行った説明の内容を総合的に判断して、不正行為に該当するか否かの認定を調査開始後概ね 150 日以内に行わなければならない。

2 最高管理責任者は、被通報者の研究活動及び研究費の使用状況等について、故意の有無を判断し認定を行うものとする。

3 最高管理責任者は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為に該当するか否かの認定を行うことはできない。

- 4 最高管理責任者は、不正行為に該当する旨の認定を行う場合は、不正行為の内容、不正行為に関与したものと及びその関与の程度並びに不正に使用した研究費の額を具体的に確定させるものとする。
- 5 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定を行う場合において、本調査を通じて通報等が悪意によるものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

- 第 33 条 最高管理責任者は、前条を基に、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、当該配分機関及び文部科学省に通知する。この場合において、被通報者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該研究機関等にも通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、悪意による通報等と認定された場合において、通報者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該研究機関等にも通知するものとする。

(調査資料の提出)

- 第 34 条 最高管理責任者は、本調査が継続中であっても、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧を求められた場合は、本調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことができない。

第 8 章 調査に係る不服申立て及び再調査の実施

(不服申立て及び再調査)

- 第 35 条 不正行為に該当する旨の認定が行われた被通報者及び悪意による通報等をしたものとして認定された通報者（被通報者の不服申立てによる再調査の結果、悪意による通報等をした者と認定された者を含む。以下同じ。）は、第 33 条第 1 項に規定する通知を受けた日から起算して 14 日以内（再調査の結果、悪意による通報等をした者と認定された者については、本条第 10 項に規定する通知を受けた日から起算して 14 日以内）に不正行為の認定に関する不服申立書（別紙第 3 号様式）により、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定による不服申立てがあった場合は、統括管理責任者と協議し、当該不服申立てを受理するか否か決定するものとする。この場合において、当該不服申立てを受理することを決定した場合は、当該不服申立てについて意見を言うよう調査検討会に対し指示するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、本条第 1 項の不服申立てについて、再調査を行うことなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知する。この場合において、当該不服申立てに係る事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするとは判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、再調査を行うことを決定した場合は、当該申立者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
 - 5 最高管理責任者は、前項に規定する場合において、再調査に対し協力が得られない場合にあつて、再調査を行わず、審査を打ち切ることについて、調査検討会の意見を経て決定した後、当該申立者

に対して当該決定を通知する。

- 6 最高管理責任者は、不服申立ての審査を行う際は、当該配分機関に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。
- 7 最高管理責任者は、再調査を実施する場合、第 17 条、第 18 条、第 23 条から第 29 条第 2 項の規定に準じ、再調査を実施するものとする。
- 8 最高管理責任者は、再調査を実施した場合、再調査開始後概ね 50 日以内に、調査検討会からの意見を参考に、先の調査結果を変更するか否かを決定する。
- 9 最高管理責任者は、前項の規定による当該結果を被通報者及び通報者に通知するとともに、当該配分機関及び文部科学省に通知する。
- 10 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、被通報者に通知するとともに、当該配分機関及び文部科学省に通知する。
- 11 調査検討会は、前項の申立てについては、当該申立て後概ね 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に意見する。
- 12 最高管理責任者は、前項の規定による調査結果の意見を受けた場合において、当該結果を被通報者及び通報者に通知するとともに、当該配分機関に通知する。

(調査の公正性に関する不服申立て)

- 第 36 条 不正行為が行われたものと認定された被通報者及び悪意による通報等をしたものとして認定された通報者が、前条に規定する不服申立てを行う場合において、当該申立ての趣旨が、調査委検討会の構成等、調査の公正性に係るものであるときは、不正行為の認定に関する不服申立書(別紙第 3 号様式)により、最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項による不服申立てが行われた場合、統括管理責任者と協議し、当該不服申立てを受理するか否かを決定するものとする。この場合において、当該不服申立てを受理することを決定し、当該不服申立ての内容が、構成員に関するものの場合、当該申立ての対象となった構成員に代えて、他の者を委員とすることができる。

第 9 章 調査結果の報告、公表等

(調査結果の報告)

- 第 37 条 最高管理責任者は、調査終了後は調査結果について、千葉県等関係機関へ速やかに報告する。

(調査結果の公表)

- 第 38 条 最高管理責任者は、千葉県等関係機関との協議の上、調査結果を公表することができる。
- 2 不正行為に該当する旨の認定がなされた場合における公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属・不正行為の内容、当該調査結果の公表時までに本学の行った措置の内容、構成員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 3 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定をした場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 4 前項ただし書きに規定する公表の内容は、不正行為には該当しないこと、被通報者の氏名・所属、構成員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
 - 5 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定をした場合で、調査の結果通報等が悪意による

ものであることが判明し、悪意による通報等の認定をした場合は、通報者の氏名・所属、悪意による通報等と認定した理由を公表する。

(最終報告書の提出)

第 39 条 最高管理責任者は、通報等を受け付けた日から起算して 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる当該研究以外の研究の管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書（調査等が継続中の場合は、中間報告書）を配分機関に提出するものとする。

第 10 章 調査中における一時的措置及び認定後の措置

(調査中における一時的措置)

第 40 条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査検討会の意見を受けるまでの間、調査の対象となる被通報者の研究費の支出停止等必要な措置を一時的に講じることができる。

2 最高管理責任者は、配分機関から、被通報者の当該研究活動に係る研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、配分機関の指示に従い必要な措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第 41 条 最高管理責任者は、不正行為に該当する旨の認定をした場合は、不正行為に関与した者に対して直ちに当該研究活動に係る研究費の使用中止を命ずる。

2 前項に規定するほか、不正行為に関与した者と直ちに認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対しても、不正行為に関与した者と同様に当該研究活動に係る研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取り下げ勧告)

第 42 条 最高管理責任者は、被認定者に対して研究の不正行為と認定をされた論文等の取り下げを勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第 43 条 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定をした場合は、調査の対象とした研究活動に係る研究費の支出停止等の措置を速やかに解除するものとする。ただし、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定をした場合は、当該事案が不正行為に該当しない旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも同様に周知する。

3 前 2 項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究費の不正使用に該当しない旨認定された者に対して、同人の名誉を回復するために必要な措置又は同人に不利益を生じさせないために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定をした場合で、調査を通じて通報等が悪意によるものであることが判明し、悪意による通報等の認定をした場合、次の各号により対処するものとする。

(1) 通報者が本学に所属する者である場合、学内規程に基づき、適切な措置をとり、その結果を公表

する。

(2) 通報者が本学以外の機関に所属する者である場合、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求める。

(是正措置等)

第 44 条 調査検討会は、調査結果、不正行為が行われたものと意見する場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨意見するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の意見に基づき、コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。

3 コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者は、前項により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に勧告するものとする。

4 最高管理責任者は、第 2 項により講じた是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者及び当該配分機関に対して通知するものとする。

(処分)

第 45 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為に該当すると認定する場合において当該不正行為に関与した者が本学の教職員であるときは、懲戒処分等の措置が適正になされるよう、必要な手続きをとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の措置が行われた場合、関係する配分機関に対し、その旨を通知するものとする。

第 11 章 内部監査

(内部監査体制)

第 46 条 本学における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、最高管理責任者が命じる監査員が、別に定めるところにより実施するものとする。

2 前項の規定は、監事並びに外部機関による研究費の運営及び管理並びに研究不正使用の防止に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第 47 条 前条に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。

(2) 不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。

第 12 章 雑則

(情報発信)

第 48 条 本学はこの規程を、千葉県ホームページに掲載し公表するものとする。

(改廃)

第 49 条 この規程の改廃は、千葉県立保健医療大学評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 50 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

研究費の管理・運営に関する

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長（最高管理責任者） 殿

所 属

役職等

氏 名（自署）

私は、研究費の管理・運営に関して、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 千葉県立保健医療大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）及び関係法令、交付金等の使用ルール等（以下「関係規則」という。）を遵守し、研究費を適正に使用・管理すること。
2. 研究費の不正使用を行わないこと。
3. 防止規程に定めるコンプライアンス推進責任者の指示に従うこと。
4. 防止規程に定める調査の実施に、全面的に協力すること。
5. 自らが関係規則に違反し研究費の不正使用を行った又は研究費の不正使用に関与したとする事由により、配分機関及び千葉県立保健医療大学が、研究費の使用停止等の措置及び関係者の処分を行った場合、真摯に従うこと。

以上

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長（最高管理責任者） 殿

異議申立てを行う者（通報者又は被通報者）

（所属）

（住所）

（氏名）

異 議 申 立 書

千葉県立保健医療大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程第 27 条第 3 項に基づき、千葉県立保健医療大学長が令和 年 月 日に通報者（被通報者）に通知した 調査検討会構成員に関する事項について、下記のとおり異議申立てを行います。

記

1 上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日） 令和 年 月 日

2 異議申立ての趣旨

3 異議申立ての理由

4 添付書類（別添参照）

※異議申立てを行う者の身分を証明する書類の写しを添付すること。

備考

1. 異議申立てを行うことができる期間は、上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日）から起算して 14 日以内とする。
2. 異議申立てを行う者が、法人その他社団・財団等の団体である場合は、所属の欄に異議申立てを行う団体の名称を、住所の欄に事務所の所在地及び代表者の住所の双方を、氏名の欄に代表者の氏名をそれぞれ記入すること。
3. 異議申立ての趣旨及び異議申立ての理由の欄は、できるだけ詳細に記入することとし、この様式中に記入しきれない場合に限り「別紙参照」と記入した上で、別紙を用いて記入することができる。

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長（最高管理責任者） 殿

不服申立てを行う者（通報者又は被通報者）

（所属）

（住所）

（氏名）

不 服 申 立 書

千葉県立保健医療大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程第 33 条第 1 項に基づき、千葉県立保健医療大学長が令和 年 月 日により通報者（被通報者）に通知した不正行為等の認定に関する事項について、下記の通り不服申立てを行います。

記

1 上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日） 令和 年 月 日

2 不服申立ての趣旨

3 不服申立ての理由

4 添付書類（別添参照）

※不服申立てを行う者の身分を証明する書類の写しを添付すること。

備考

1. 不服申立てを行うことができる期間は、上記通知を受けた日（上記通知があったことを知った日）から起算して 14 日以内とする。
2. 不服申立てを行う者が、法人その他社団・財団等の団体である場合は、所属の欄に不服申立てを行う団体の名称を、住所の欄に事務所の所在地及び代表者の住所の双方を、氏名の欄に代表者の氏名をそれぞれ記入すること。
3. 不服申立ての趣旨及び不服申立ての理由の欄は、できるだけ詳細に記入することとし、この様式中に記入しきれない場合に限り「別紙参照」と記入した上で、別紙を用いて記入することができる。